

平成 29 年度宜野座村国民健康保険収納対策緊急プランの策定について

国民健康保険税の収納率向上を図るため、次のとおり収納対策緊急プランを策定し実施します。

1 滞納状況の解消

- (1) 他保険加入者の発見に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨する。
- (2) 定期的に徴収催告を行い、時効完成前に納付の勧奨を行う。
- (3) 滞納世帯の生活状況や生活保護申請が必要なのかを把握し、生活保護担当と連携します。
- (4) 非自発的失業者の軽減措置等の減免制度、宜野座村国民健康保険税減免制度を国保加入者への周知を行う。

2 収納体制の充実・強化

- (1) 95%以上の収納率確保のため、継続的に嘱託徴収員の雇用を行う。
- (2) 健康福祉課職員で、定期的に夜間の電話督促・個別訪問を実施する。
- (3) 徴収職員に対し、より充実した研修を実施します。

3 徴収方法の改善等

- (1) 新規加入時における窓口での口座振替の勧奨、嘱託職員の訪問による勧奨を行い、収納率向上に努める。
- (2) 村ホームページ及び広報誌等を利用し、国民健康保険制度への理解と周知に努める。
- (3) 短期被保険者証の交付により、滞納者との接触の機会を図り、納税相談・指導を行います。

4 滞納処分の実施

- (1) 督促及び催告を行っても納付に応じない者に対し、滞納処分を行う可能性がある旨を通知し、納付を促します。
- (2) 滞納者が転出した場合、転出者の転出先の住所での居住調査を行い、居所不明者には早期に滞納処分を実施します。
- (3) 村税担当課と情報を共有し、財産の差押え、給与、軍用地料の差押等について実施する。